

第2章 情報の共有【暫定稿その2】

市政に関する情報の共有

第5条 市及び議会は、市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有するものとします。

2 市及び議会は、市政について市民に説明する責務を全うするため、茂原市情報公開条例（平成24年茂原市条例第20号）の規定に基づき、保有する情報を適正に公開するものとします。

3 市及び議会は、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定により設置した附属機関をいう。）及びこれに類するものの会議を公開するものとします。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りではありません。

【解説】

（第1項）

- 情報公開・情報共有は、市民自治によるまちづくりを進める上での大前提であり、情報を共有するためには市民が受け取った情報を理解する必要があることから、市及び議会が市政に関する情報を分かりやすく公正に提供することを規定しています。
- 市の基本的な政策等について、企画立案段階で市民に情報が提供され、市民からの意見提出などのやり取りを重ねた結果を、計画に反映することができるよう、いわゆる「たたき台」の段階など、適切な時期に情報提供することが重要です。「適切な時期」がいつであるのかは、運用の中で形作っていく必要があります。
- 「基本的な政策等」とは、具体的には「茂原市パブリックコメント手続に関する要綱」（平成22年茂原市告示第65号）にうたわれているような、①市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃、②市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃、③市の基本的な政策及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定を指します。
- 情報公開・情報共有の手法はさまざまであり、また、市民側の入手及び活用する方法もさまざまであることから、より効果的な情報公開・情報共有の手法を用いる必要があります。

（第2項）

- 市及び議会は、職責に基づく市民への説明責任を有していることから、市民からの求めに応じ、保有する情報を適正に公開することを規定して

います。なお、「茂原市情報公開条例」は、この条文を具体的に制度化したものと位置付けられます。

(第3項)

- 市及び議会が、審議会その他の附属機関等の会議を原則として公開することを規定しています。
- 会議を「非公開とする合理的理由」とは、茂原市情報公開条例第 23 条に列挙されている理由に該当する場合を指します。具体的には、(1) 法令又は他の条例に特別の定めがある場合、(2) 非公開情報に該当すると認められる事項を審議する場合、(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認める場合です。

個人情報の保護

第6条 市及び議会は、茂原市個人情報保護条例（平成 17 年茂原市条例第 2 号）の規定に基づき、保有する個人情報について適正に管理するものとし、その利用及び提供に当たっては、適切な保護措置を講ずるものとし、

【解説】

- 「情報の共有」と対を成す重要なものとして、「個人情報の保護」について規定しています。「茂原市個人情報保護条例」は、この条文を具体的に制度化したものと位置付けられます。

説明責任・応答責任

第7条 市及び議会は、市政に関することについて、適切な方法により市民に分かりやすく説明するものとし、

2 市は、市民からの意見、提案、要望等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講ずるものとし、

【解説】

(第1項)

- 市及び議会が、市民に対して、それぞれの職責に応じた説明責任を有していることから、市政に関することについて、適切な方法により、市民に分かりやすく説明することを規定しています。
- 「適切な方法による説明」とは、住民説明会や公聴会等を開催し、意見交換の場や機会を設けることを言います。

(第2項)

- 市民からの意見、提案、要望等があったときに、速やかな状況確認及び

必要に応じた業務改善を行うなど、市が適切に応答することを規定しています。

第3章 市民参加のまちづくり【暫定稿】

市民の権利

【提言】

第8条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。

2 市民は、市及び議会が保有する市政（まちづくり）に関する情報について、知る権利を有しています。（未定稿）

3 市民によるまちづくりの活動は、自主性と自立性が尊重されるものとします。

【解説】

（第1項）

- 従来のまちづくりは、行政が主体となり、市民はサービスを受けるだけの存在として位置づけられることが少なくありませんでした。しかし、まちは市民が自ら主体となってつくるものであり、市民にはまちづくりに参加する権利があることを規定しています。

（第2項）

- 計画立案段階からの市民参加を進めるためには、市民が市政（まちづくり）に関する情報について知ることが重要となります。ここでは、参加の大前提として、市民の知る権利を規定しています。（未定稿）
- 市民は、公共の福祉に反しない範囲で、市や議会の保有する市政（まちづくり）についての情報を、知ることができます。

（第3項）

- 市民がまちづくりに関するさまざまな活動を行う際には、市民の自主性・自立性が尊重されることを規定しています。

市民の役割

【提言】

第9条 市民は、まちづくりの主体であることを踏まえ、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。

2 市民は、参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

【解説】

(第1項)

- 市民はまちづくりの主体であり、市民の「まちづくりに参加する権利」に伴って生ずる役割（責任）を規定しています。
- まちづくりに参加する市民は、地域にとって大切な人材であり、積極的にまちづくりに参加していくことは、これからのまちづくりにとって大切なことであることから、「積極的に参加するよう努める」という表現を用いています。その一方で、参加を強制されることはあってはならず、参加しなかったからといって不利益を被ることはありません。

(第2項)

- まちづくりに参加するに当たり、市民が自らの発言と行動に責任を持つことを規定しています。

参加の機会の保障

【提言】

第10条 市及び議会は、市民の市政（または、まちづくり）への参加を保障するため、（未定稿）市民が意見や提言を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供するものとします。

2 市は、市民の意見や提言に対して、多角的かつ総合的に検討した上で、これを市政の運営に反映するよう努めるものとします。

3 市は、意見公募の手続により市民の意見の提出を求めたときは、その結果を分かりやすく公表するものとします。

【解説】

(第1項)

- 市民参加のまちづくりを進めていく上で、市民が責任を伴いながら参加する権利を行使する際の環境整備として、市政（または、まちづくり）（未定稿）に参加する機会を市及び議会が保障することを規定しています。

(第2項)

- 市民から提出された意見や提言に対して、市が多角的・総合的に検討した上で、市政の運営に反映するよう努めることを規定しています。

(第3項)

- 市が、「茂原市パブリックコメント手続に関する要綱」（平成22年茂原市告示第65号）等に基づき、市民の意見の提出を求めたときは、その結果を市民に対して分かりやすく公表することを規定しています。

項目	H26.5.20 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
市政に関する情報の共有	<p>（市政に関する情報の共有）</p> <p>第5条 市及び議会は、市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有するものとします。</p> <p><u>2</u> 市及び議会は、市政について市民に説明する責務を全うするため、<u>茂原市情報公開条例（平成24年茂原市条例第20号）の規定に基づき</u>、保有する情報を適正に公開するものとします。</p> <p><u>3</u> 市及び議会は、<u>附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定により設置した附属機関をいう。）</u>及びこれに類するものの会議を公開するものとします。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りではありません。</p>	<p>（市政に関する情報の共有）</p> <p>第5条 市及び議会は、<u>市政への市民の参加が促進されるよう、計画立案段階から</u>市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有します。</p> <p><u>2</u> <u>市民自治によるまちづくりを進めるために、市民の持っている有効な情報を提供し、市民・市・議会で適正に共有します。</u></p> <p><u>3</u> 市及び議会は、市政について市民に説明する責務を全うするため、<u>求めに応じ</u>、保有する情報を適正に公開します。</p> <p><u>4</u> 市及び議会は、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を原則として公開します。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りではありません。</p>
個人情報保護	<p>第6条 <u>市及び議会は、茂原市個人情報保護条例（平成17年茂原市条例第2号）の規定に基づき</u>、保有する個人情報について適正に管理するものとし、その利用及び提供に<u>当たっては</u>、適切な保護措置を講ずるものとします。</p>	<p>第6条 <u>市は</u>、保有する個人情報について適正に管理するものとし、その利用及び提供等<u>にあたっては</u>、適切な保護措置を講ずるものとします。</p>

<p>説明責任・ 応答責任</p>	<p>第7条 市及び議会は、<u>市政に関することについて、適切な方法により市民に分かりやすく説明するもの</u>とします。 2 市は、市民からの意見、提案、要望等<u>があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講ずるもの</u>とします。</p>	<p>第7条 市は、<u>市政の計画立案、実施および評価の各段階において、適切な方法により市民に分かりやすく説明するもの</u>とします。 2 市は、市民から意見、提案、要望等（以下「意見等」といいます）が積極的に提出されるよう、様々な工夫をする必要があります。また、その意見等には、<u>適切に応答するもの</u>とします。 3 市長は、行政運営に関し要望等があったときは、<u>速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講じるとともに、要望等の内容を取りまとめ、公表するもの</u>とします。</p>
<p>市民の権利</p>	<p>第8条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。 2 市民は、市及び議会が保有する市政に関する情報について、知る権利を有しています。（未定稿） 3 市民によるまちづくりの活動は、自主性と自立性が尊重されるものとします。</p>	<p>第8条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。 2 市民は、市及び議会が保有する市政に関する情報について、知る権利を有しています。 3 市民によるまちづくりの活動は、自主性と自立性を尊重するものとします。</p>

<p>市民の役割</p>	<p>第9条 市民は、まちづくりの主体であることを踏まえ、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。</p> <p>2 市民は、参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つ<u>もの</u>とします。</p>	<p>第9条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。<u>また、参加しなかったことに対して不利益を被りません。</u></p> <p>2 市民は、参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つ<u>ように努めます。</u></p>
<p>参加の機会の保障</p>	<p>第10条 市及び議会は、<u>市民の市政（または、まちづくり）への参加を保障するため、（未定稿）</u>市民が<u>意見や提言</u>を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供する<u>もの</u>とします。</p> <p>2 市は、市民の意見や提言<u>に対して</u>、多角的かつ総合的に検討した上で、これを市政の運営に反映するよう努めるものとします。</p> <p><u>3 市は、意見公募の手續により市民の意見の提出を求めたときは、その結果を分かりやすく公表するもの</u>とします。</p>	<p>第10条 市は、<u>まちづくりの計画・実施・評価の各段階において</u>、市民が<u>提言や意見</u>を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供します。</p> <p>2 市は、市民の意見や提言<u>を求め</u>、多角的かつ総合的に検討した上で、これを市政の運営に反映するよう努めるものとします。</p>